

## 独立行政法人の中（長）期目標の策定について（抜粋）

令和 3 年 11 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、独立行政法人の業務運営に関する政府で唯一の横断的な第三者機関である。本年 4 月以降の第 4 期の委員会では、独立行政法人が社会課題の解決に向けて能力を最大限発揮することを後押しする観点から、独立行政法人が、新たな価値創造のプラットフォームとしての役割を果たすことや、自らリスクを取って変革し、変化を先導することを通じて、我が国の国民生活及び社会経済により一層貢献できるようになることを特に重視し、調査審議を行っている。

委員会では、これまで、令和 3 年度末に中（長）期目標期間が終了する法人（以下「令和 3 年度見直し対象法人」という。）について、主務大臣による見込評価及び業務・組織見直しの結果を確認することはもとより、主務省及び法人の長その他の役員（監事を含む。）との間で、法人の使命、直面する課題及び取り巻く環境の変化（以下「法人の使命等」という。）について幅広く議論を行いつつ、調査審議を行ってきた。今般、その結果に基づき、令和 3 年度見直し対象法人の次期中（長）期目標の策定に当たって留意すべき点等を下記のとおり取りまとめる。

## 記

## 1 令和 3 年度見直し対象法人を取り巻く環境と求められる取組について

本年度の調査審議を進めてきた結果、委員会は、令和 3 年度見直し対象法人を取り巻く環境について、

- ・ 人口減少や少子高齢化の影響により、社会全体として人的資源が不足しており、各法人においても専門人材を始めとした人的資源が不足する状況に陥っている。
- ・ その一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、気候変動による自然災害の激甚化や頻発化の懸念等、各法人が解決に向けて取り組むべき社会課題が一層複雑化している。

との認識に至った。

こうした環境下にあつて、令和 3 年度見直し対象法人が、今後、それぞれの使命を果たし、社会課題の解決に向けてその能力を最大限発揮していくためには、

- ①業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応
- ②法人の業務運営を支える人材の確保・育成及びその取組を通じた社会への貢献
- ③強みを活かして弱みを補い合う関係機関との有機的な連携
- ④限られた資源を最大限活用するための資源配分の重点化（メリハリ付け）

といった取組をこれまで以上に徹底すべきであると考えている。

## 2 令和 3 年度見直し対象法人の次期中（長）期目標の策定に当たって

独立行政法人は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われる運営費交付金等の交付を受けるなど、国の政策を実現するための実施機関であり、中（長）期目標期間において成果を最大化し、その成果を我が国のために役立てることが期待されている。そして、法人が、国民生活及び社会経済に貢献するという強い意欲と問題意識を持って、その業務に取り組むようにするためには、中（長）期目標にお

いて法人の使命及び目指すべき具体的な成果を明確にすることが極めて重要である。

委員会としては、今後、主務大臣において検討が進められる令和3年度見直し対象法人の次期中（長期目標の策定に当たって、以下の点に特に留意いただくことを願います。

また、主務大臣には、目標の検討に当たって、法人の使命等について法人との間で改めて認識を共有するため、法人の長と十分な意思疎通を図ることを願います。

#### ①業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を含めた様々な環境変化を契機として、法人のサービスの受け手となる国民に新たな価値をもたらすとともに、法人の役職員が効率的・効果的に働けるようにするため、業務手法等を不断に見直すよう促すこと。
- ・ 見直しに当たっては、デジタル技術の利活用を、それぞれの法人の現状と目指すべき姿を整理したうえで積極的に検討するよう促すこと。その際、単に業務手法にデジタル技術を導入するだけにとどまることなく、デジタル技術の利活用や、保有するデータの連携・活用により、事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するとともに、デジタル技術を活用する人間の立場に立ったデジタル化を促すこと。
- ・ 情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が年内に策定する方針に掲げられた取組と整合するように目標を定めること。

#### ②法人の業務運営を支える人材の確保・育成及びその取組を通じた社会への貢献

- ・ 年齢・性別等の多様性が新たな価値創造につながることに留意しつつ、法人が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるための人材の確保・育成を促すこと。また、法人の使命の徹底や適正な人事評価、国民一般や地域を含む幅広い主体との交流といった役職員のモチベーション向上に資する取組を促すこと。
- ・ 広く知見を活用するため、法人内部に人材を確保するだけでなく、関係機関との連携や外部委託を通じて、外部の知見の有効活用を促すこと。また、法人内部に人材を確保する際にも、クロスアポイントメント制度や兼業等の多様な働き方の活用を促すこと。
- ・ 外部人材との連携や多様な働き方の活用等の取組は、法人自身の業務遂行に必要な人材の確保・育成のみならず、法人の業務に関連する社会全体の人材育成にも資するものであることに留意して、これらを推進すること。

#### ③強みを活かして弱みを補い合う関係機関との有機的な連携

- ・ 法人が持つ知的財産やノウハウの価値を的確に認識し、これらを我が国の成長やプレゼンス向上、国際市場の獲得等につなげるような取組を推進すること。一方で、技術流出や情報漏洩等の問題が発生しないよう、適切な研究環境の整備を行うなど、法人における的確な知財管理、情報管理及び人材管理を推進すること。
- ・ 関係機関と連携を行うに当たっては、法人がこれまで連携してきた機関の範囲にとらわれることなく、主務省が異なる他の法人や民間部門を含めた新しい分野の機関との連携を推進すること。その際、

施設の共用・事務の共同処理といった効率化のための連携はもちろん、組織同士でデータを共有して異なった観点からの分析を行うなど、新たな価値実現に資する連携がなされるようにすること。

- ・ 関係機関との連携を通じて法人の取組を迅速に社会に還元するため、法人が有するノウハウやシーズを国民や関係機関に対して積極的にわかりやすく情報発信することを推進するとともに、そのために必要な情報発信機能を計画的に強化するよう促すこと。

#### ④限られた資源を最大限活用するための資源配分の重点化（メリハリ付け）

- ・ 法人が、国の政策における重点分野や法人に強みのある分野にその資源を重点配分するよう、環境変化を踏まえて、法人の業務の重み付けを適切に行うこと。
- ・ 業務の実施に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に取り組むこと。
- ・ 法人が、失敗する可能性も織り込みつつ、できる部分から挑戦を重ね、試行錯誤の中で改善を進めるなど、リスクを取った取組を進めることが期待される業務については、目標において業務の困難度を適切に示し、評価において法人の積極姿勢が評価されるようにすること。また、そういった業務については、ガバナンスを的確に機能させるため、業務の特質に応じた体制を確保するとともに、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直すよう促すこと。

これらのほか、個々の令和3年度見直し対象法人について、その目標に具体的に盛り込むことを検討していただきたい点を別紙に掲げたので、併せて留意いただきたい。

以上に示した留意事項の多くは、令和3年度見直し対象法人以外の法人や、独立行政法人の仕組みを準用する法人（いわゆる準用法人）においても該当し得るものである。委員会としては、これらの法人やその主務大臣におかれても、これらの問題意識を、平素からの業務運営の見直し・改善に役立てていただくことを期待する。

## 【別紙】

### (4) 科学技術振興機構

#### (留意事項)

- ・ 法人が担う業務が増加している中、年齢・性別を問わず多様な人材を確保することや、事業の効率化・統廃合等を進めることについて、目標に盛り込んではいかがでしょうか。
- ・ 研究者のダイバーシティを推進する観点から、法人が実施する事業における女性研究者や若手研究者等の応募者数を増加させるための取組や、審査員の多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組について、目標に盛り込んではいかがでしょうか。
- ・ 研究開発の成果を社会課題の解決につなげていくため、大学、地方公共団体、企業など、産学官のステークホルダーの連携関係を構築するような取組を一層進めることについて、目標に盛り込んではいかがでしょうか。また、国民の関心を高めることを意識するとともに、更なる民間資金の確保に向けマーケティング意識を持って、SDGs 達成に向けた取組など、社会課題の解決に貢献する研究成果の情報発信等に取り組むことについて、目標に盛り込んではいかがでしょうか。
- ・ 新たに大学ファンドの事業を担う中、文部科学大臣が定める助成資金運用の基本指針の内容等を踏まえたガバナンス体制等を構築すること及び安定的に助成資金を運用することについて、目標に盛り込んではいかがでしょうか。

#### (背景事情等)

- ・ 法人は、職員の高年齢化が進んでおり、現在の定年制職員の最多層が定年を迎える際には急激な人員不足に陥る可能性があることに加えて、今後大学ファンドの事業立ち上げ等に伴い必要な人員の増加も見込まれていることから、次期目標期間においては、人材の確保及び事業の統廃合等の取組を更に進める必要があると考える。また、人材の確保に当たっては、ダイバーシティの観点にも留意する必要があると考える。
- ・ 法人は、これまでも、第6期「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)等を踏まえ、ダイバーシティ推進に向けた取組を実施してきたが、例えば、女性研究者に関しては、法人が実施する事業における女性の応募割合について、我が国の全研究者に占める女性研究者の割合を下回る事業もみられる。次期目標期間においては、女性・若手研究者等の応募者数増加に向けた取組を進める必要があると考える。また、審査において多様な視点を取り入れる観点から、審査体制についても検討していく必要があると考える。
- ・ 地球温暖化や新型コロナウイルス感染症拡大等を契機として社会ニーズが急速に変化している中、ニーズの変化を踏まえた研究となるよう産学官連携を強化するほか、共同研究資金や投資を呼び込むため非財務情報を含めた情報発信を強化するなど、マーケティング意識を持ち、研究開発の成果を社会課題の解決につなげていくための取組を進めることが、次期目標期間においては一層重要になると考える。
- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構法が改正され、法人が大学ファンドの助成資金運用業務を新たに担うこととなったところであり、今後、同法に基づいて文部科学大臣が定める「助成資金運用の基本指針」等に沿った取組を、着実に実施する必要があると考える。